

31 職場には、 どう伝えればよいでしょうか？

A 上手にコミュニケーションを取っていきましょう。

● 「すれ違い」を防ぐために

B型肝炎やC型肝炎は、感染症ということもあり、職場に病名を伝えたことにより差別を受けたり、偏見の目で見られるようになっていたりすることが少なからずあるようです。そのため、病名を伝えずに働き続けている方もいらっしゃいます。通院のため定期的に仕事を休む必要がある場合「直属の上司のみ」、「上司と人事担当者」など、範囲を決めて伝えている方もいます。

肝がんなど、入院をとまなう治療が必要となった場合は、同僚や部下にも業務上の協力や配慮をお願いすることが出てくるかもしれません。肝硬変では、倦怠感や食欲不振、記憶力の低下や瞬時の判断の遅れなどがあらわれることもあり、場合によっては業務負担の軽減や配置転換などが必要になることもあります。

大切なのは、病名を伝えることではなく、配慮してほしいことや仕事に対するあなたの気持ちを具体的に伝えることです。思いの「すれ違い」を防ぐためにも、どのように職場内で上手にコミュニケーションをとっていけばいいかなども、お近くの肝疾患相談支援センターに相談しましょう。



生活について(仕事)

● 職場の相談窓口

労働者を雇用する企業には、法律上、安全と衛生を確保することが求められています。

ウイルス性肝炎の感染について伝える義務はありませんが、治療などで休養が必要な場合には、すべてを伝える必要はないものの、ある一定の情報を仕事に関連する人、配慮をしてもらう必要がある人には伝える必要があります。伝える内容は、前項③④で両立支援Coや肝Coと確認するような事項やあなたが配慮を望む事、気持ち等です。会社側の相談者は、直属の上司、管理労働者、人事、労務管理担当者、産業医、産業保健師・看護師、衛生管理者などがいます。産業医や、産業保健師がいる場合には適宜相談しながら進めるとよいでしょう。

参考)

肝疾患における就労支援のための連絡ノート(患者向け)

職域におけるウイルス性肝炎患者に対する望ましい配慮及び地域を包括した就労支援の在り方に関する研究

(研究代表者 渡辺 哲)